

速記録

足羽川ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第5回幹事会)

日 時 平成24年3月19日(月)

午前14時 0分 開会

午前15時 3分 閉会

場 所 近畿地方整備局福井河川国道事務所

3階 第2会議室

[午後 2時 0分 開会]

1. 開会

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

それでは、本日は年度末のお忙しい中、皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第5回幹事会）」を開催いたします。本日進行させていただきます近畿地方整備局河川部長の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

今年1月11日に福井県知事を始め、各構成員の皆さまにお集まりいただきまして、検討の場を開催したところでございます。この検討の場では、足羽川ダムの検証にかかる検討経緯、7つの評価軸による評価及び総合評価の結果をご説明いたしまして、評価結果に対するご意見をいただいたところでございます。その後、検討の場でのご意見を反映して、報告書の素案を作成いたしまして、学識経験者及び関係住民の意見聴取を実施いたしました。

学識経験者からの意見聴取といたしましては、2月15日に九頭竜川に関し、見識の深い方として九頭竜川流域懇談会の委員にお集まりいただいて、学識経験者からの意見を聴く場を開催したところでございます。それから、関係住民からの意見聴取といたしましては、2月18日から20日までの3日間、坂井市、池田町、福井市で意見を聴く場を開催しました。また、関係住民の意見聴取を補足する手段といたしまして、資料の閲覧やホームページによる意見募集も行ったところでございます。

今日の幹事会では、それらの意見聴取の結果についてご報告させていただきます。また、これらの意見を反映した報告書（原案）の案を作成いたしましたので、説明させていただきますと思います。

本日の第5回幹事会への出席者につきましては、紹介させていただきますと、福井県の〇〇土木部長でいらっしゃいます。それから、福井市の〇〇建設部長でいらっしゃいます。坂井市の〇〇建設部長でいらっしゃいます。池田町の〇〇産業振興課長でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

ここで、報道関係の皆様にお願いがございます。写真撮影等はここまでとさせていただきます。

きますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局でお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料についてご確認をさせていただきます。

まず、お手元の資料、「議事次第」、A4の1枚の紙をお配りさせていただいています。続きまして、出席者名簿、そして、「資料－1」と銘打っております「『足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）』に対する学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方」という資料。及び、資料－2といたしまして、「関係住民からの意見を聴く場、意見募集により寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」という資料。紐止めにしております厚手の資料が、「資料－3」としている「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」となっております。また、参考資料－1といたしまして「『足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）』に対する意見募集について」、参考資料－2といたしまして、「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」のうち「報告書（素案）」からの変更の資料を取りまとめたもの。以上がお配りさせていただいた資料となります。

過不足等がございましたら、事務局よりお配りいたしますので、お知らせいただけますでしょうか。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

よろしいでしょうか。

議事に入ります前に、今回の幹事会の位置づけを事務局より説明いたします。

○事務局

映写をいたしておりますスライドをご覧ください。これまで第4回の幹事会までを経て、総合的な評価及び対応方針（素案）の作成というものを行ってまいりました。その後、右側のオレンジ色の大きなボックスのところでございますが、意見聴取という手続を行っております。こちらは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というものに基づきまして、河川法第16条に準じた学識経験を有する者及び関係住民への意見聴取という手続として行っているものでございます。今回の幹事会におきましては、この学識経験者及び関係住民からいただきましたご意見についてご報告させていただくとともに、検討主体の考え方というものをご説明させていただきます。また、このいただいたご意見を反映した形での報告書（原案）案を作成しておりますので、その内

容についてのご説明を差し上げたいと思っています。

今後は、同細目に基づきまして、関係地方公共団体の長として福井県知事への意見聴取の процедуруを行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、報告書の骨子について、まずはご説明を差し上げたいと思います。資料-3といたしまして、紐止めでございますが、分厚い資料をお配りさせていただいております。その骨子についてご説明を差し上げたいと思います。

まず、「1. 検討経緯」ということで、資料を取りまとめております。ここでは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」、今後、要領細目と呼ばせていただきますが、これに示された検討手順やこの検討経緯について取りまとめているものでございます。1-1から1-5ページに取りまとめをしております。

次ですけれども、「2. 流域及び河川の概要について」ということで、こちらの2-1から2-43ページは九頭竜川水系の流域の地形、地質等の特徴、治水・利水等の現状等についての資料を取りまとめたものでございます。

続きまして、3-1から3-10ページでございますけれども、「3. 検証対象ダムの概要」ということで、足羽川ダムの目的や事業の経緯等を取りまとめた資料となっております。

次ですが、4-1から4-104ページの「4. 足羽川ダム検証に係る検討の内容」ということで、データの点検等の事業の点検及び、これまで議論してまいりました評価に関する資料を取りまとめているものでございます。

続きまして、5-1から5-4ページで取りまとめておりますけれども、「5. 費用対効果の検討」ということで、治水経済調査マニュアルに則り、最新のデータを用いまして、足羽川ダム建設事業の費用対効果の結果を取りまとめているものでございます。

続きまして、6-1から6-55ページでございますけれども、「6. 関係者の意見等」ということで、「関係地方公共団体からなる検討の場」、学識経験者及び関係住民からいただきましたご意見について取りまとめをさせていただいた資料でございます。

最後に「7. 対応方針」というものを取りまとめてございます。

3. 学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果について

○事務局

続きまして、意見聴取を行いました内容についてのご説明を差し上げたいと思います。

まず、学識経験者への意見聴取の取り組みの内容についてご説明を差し上げます。

河川法第16条2項に基づきまして、九頭竜川に関して見識が深い方々ということで、九頭竜川流域懇談会の委員の方々にお集まりをいただきまして、意見をいただいております。

流域懇談会の皆様にお集まりいただきまして、ご意見を聞かせていただくとともに、ご出席いただけなかった委員の方々に対しましては、文書にて意見をお伺いするという手続をとっております。

続きまして、関係住民への意見聴取の取り組みということでございますが、先ほども一部ご説明をしましたが、九頭竜川流域に在住の住民の方々から意見を聴かせていただいております。開催に当たりましては、より多くの方々に知っていただくために記者発表と新聞広告等で意見聴取の実施に関する周知を行うとともに、検討の場の構成員であります福井県、福井市、坂井市、池田町の本庁及びその出先事務所においても閲覧ができるように配慮しております。関係住民からの意見聴取につきましては、2月18日、19日、20日、この3日間にかけて、坂井市、池田町、福井市で開催をしております。傍聴者合計43名、そのうち5名の方から意見をいただいております。

また、この意見聴取を補足する手段といたしまして、2月10日から3月10日の30日間において意見募集を並行して実施をしております。こちらにつきましては、九頭竜川流域の流域内の方2名、及び流域外の2名の方、合計4名の方からご意見をいただいております。こちら合計9名の方からいただいたご意見につきましては、報告書の原案の中に反映をさせていただいております。

続きまして、今ご説明をいたしました意見聴取の内容について、報告書に反映をしておりますので、資料－1を用いて、いただいた意見及び検討主体の考え方というものをご説明を差し上げます。資料－1をご覧くださいと思います。

資料－1ですが、こちらが学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方という形で取りまとめをさせていただいております。左側に学識経験を有する者の主なコメントということをもとめておりまして、右側に検討主体の考え方をまとめてございます。

まず、京都大学の〇〇委員からいただいたご意見でございますが、足羽川ダムが流水型ダムだということで、その構造についてわかりやすく説明をしたほうがいいというご意見をいただいております。こちらにつきましては、現時点での洪水調節操作の方法等を記載するとともに、ご意見を踏まえまして検討の報告書の中に記述を追加するという対応をとっております。

続きまして、〇〇委員からご意見をいただいた部分でございますが、河川管理に関するご懸念であったり、治水対策のうち、遊水地事業の実施をする上での困難性に関するご意見等をいただいております。また、ダム事業につきましては、速やかに進展することを願うということで、上下流の交流等も含めた地域振興策等を講じることが肝要であるというご意見をいただいております。今後の九頭竜川の治水施設の整備に当たりましては、当該検証に沿って、当然対応させていただきますが、このいただいたご意見については、事業実施に当たって参考にさせていただくという形で検討主体の考え方を取りまとめさせていただきます。

次のページでございますが、こちらも〇〇委員からいただきました内容といたしましては、検証の報告書の内容についてのご理解をいただいております。十分に議論されているといった形のご意見もいただいているところでございます。

続きまして、〇〇委員からいただいたご意見の概要ですけれども、これまで流域委員会等においても議論を重ねてきたということの経緯がございますので、このダム建設が最も有利となったことについて妥当であると受けとめているといったご意見をいただいております。

続きまして、〇〇委員からのご意見でございますが、当該足羽川ダムについて、今回の検証の過程といったものが非常に細かく分析をしておりますので、今回の手法というものを生かしていくことができるのではないかとご意見、及び小水力発電の考え方を取り入れていくことはどうかとご意見をいただいております。それに対しましては、検討主体といたしまして、これまで多目的ダムとして検討しておりました足羽川ダムが利水者等のご意見をいただきながら、治水専用のダムとして計画をなされたといった経緯についてのご説明等を検討主体の考え方として載せさせていただきます。

次のページでございますが、〇〇委員からいただいたご意見についてです。〇〇委員からは、いわゆる安全性の評価という中におきまして、一定の安全度を確保することを基本としているとあるけれども、その安全度というものがどういうものかということを確認してほしいというご意見がございました。今回の足羽川ダムの検証におきましては、河川整備計画において想定している目標とどの程度の洪水に対して堤防のかさ上げなどの対策を行った場合においても、かさ上げ後の計画高水位以下の水位で流水を安全に流すことができるような整備ということを行うことを同等の安全度という位置づけをしておりますといったことをご説明させていただきます。

続きまして、〇〇委員からのご意見ですけれども、〇〇委員からは、川に学ぶ社会を実現させるために、川に学ぶ体験活動の主体的な実施であったり、それらの積極的な支援ということが重要であるというコメントをいただいております。こちらに関しましては、いただいたご意見を踏まえて、参考にさせていただくとともに、当該環境学習に関する記述について報告書に反映をさせていただいております。

続きまして、〇〇委員からいただいたご意見の概要ですけれども、〇〇委員からは、こういった大きなプロジェクトを実施していく際には、丁寧に説明をすることというのが説明者の義務ではないかといったご意見をいただいております。今回、足羽川ダム検証に係りましては、検討過程の透明性を確保するといった観点から、原則公開という形式をとっていること、及び、できるだけわかりやすく説明をするという観点から、今回いただいたご意見等に際しましては、論点を体系的に整理した上で、論点ごとに検討主体の考え方というものを整理する手法をとらせていただいているということを見解として記載をしております。また、いただいたご意見を踏まえて、今後とも情報の公開等に努めてまいるといった検討主体の考え方をまとめてございます。

次のページでございますが、〇〇委員からいただいたご意見になります。〇〇委員からは、ダム事業というのが治水対策だけではなく、渇水等へも有効であるといったご意見がございました。こちらにつきましては、これまでの足羽川ダムの検討の経緯として、利水参画に関する確認を経た上で、利水目的を含まない流水型のダムとしての計画を担っているといった、これまでのダム計画の検討経緯をご説明させていただくとともに、今回の検証における評価において、「柔軟性」という観点で、地球温暖化に伴う気候変動等への柔軟性といったもの、渇水も含めてということでございますが、それらを取りまとめておりますということを記載させていただいております。

続きまして、次のページでございますが、〇〇委員からいただいているご意見でございます。ダム事業の事業費の記載の方法として、複雑でわかりにくいといったご指摘がございましたので、こちらの意見を踏まえて報告書の中を修正しております。また、記述を追加させていただいております。また、維持管理の費用についても同様のご指摘をいただきましたので、こちらも修正しております。

そして、〇〇委員からのご指摘でございます。足羽川ダムにつきましては、40年以上の経過及び過疎、高齢化が進んでいるということから、一日も早く進めてほしいといったコメントをいただいております。足羽川ダムの検証については、当然予断を持たずに検証し

ていくということですが、これまでの足羽川ダムの経緯も踏まえて、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめるといった検討主体の考え方を記載させていただいております。

次のページですが、〇〇委員からいただいたご意見でございます。ダムを造るのであれば、もう少し付加価値を持ったものにしてはどうかというご意見、及び環境に対する対応が少し変化をしているということもありまして、今後ダムがあるから守られた環境というのが何かというようなことも考えていかなければならないということで、ダムが環境に資する部分もあるのではないかとご意見をいただいております。こちらに関しましても、これまでの検討の経緯ということで、洪水調節専用のダムとなった経緯についてご説明をさせていただくとともに、いただいたご意見に関しましては、今後の事業の実施や環境のモニタリング等において参考にさせていただきたいという形で検討主体の考え方を取りまとめてございます。

最後のページでございますけれども、〇〇委員からいただいたご意見でございます。〇〇委員からは、平成16年の豪雨以降、雨の降り方や雪の降り方が変わってきておりますということ、及び、異常降雨等があるといったご指摘をいただいております。それに関しましては、降雨の形態の変化等に関する評価という観点では、要領細目の中にあります「柔軟性」といった観点、地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に関する柔軟性がどういうものになっているかといった観点での評価軸による評価を行っているということをご説明させていただいております。また、河道の掘削に関するコメントをいただきまして、河道の掘削において地下水位の低下とともに地盤沈下につながるといった調査結果を御存じであるというご指摘がありまして、そのような可能性がないとはいえないということ、事業実施する際には、影響調査をしっかり行うということが大前提ではないかといったご示唆をいただいております。それにつきましては、いただいたご意見に関して、今後の河川改修であったり、施設の整備などにおいて、参考にさせていただきますという形で検討主体の考え方を取りまとめさせていただきます。

以上、学識経験を有する者からいただきましたご意見と検討主体の考え方について取りまとめたものについてご説明を差し上げました。

引き続きまして、資料－２、こちらは関係住民からいただいたご意見に対しての検討主体の考え方というものを取りまとめている資料でございます。お手元の資料－２をご覧くださいと思います。

こちら、資料といたしましては、左側に、報告書の章立てを記載しておりまして、いただいたご意見を体系的に整理するという観点から、当該報告書のどちらの部分に対する意見であるかというものを整理した上で、検討主体の考え方というものを右側にまとめさせていただいております。

まず1番目でございますが、「九頭竜川における治水事業の進め方について」のご意見をいただいております。ダム建設が完成するまでの13年間において、堤防強化や他の治水対策について可能な限り実施していく必要があるのではないかといったご意見をいただいております。こちらに関しましては、検討主体の考え方といたしまして、堤防の安全性の確保の対策といたしまして、堤防の拡築、堤防の強化等については、現「九頭竜川水系河川整備計画」においても位置づけをしておりますので、これらに則って、治水対策を行うということにしていることを明確に記載をさせていただいております。

2つ目、足羽川ダムの目的に対するご意見ですが、下流に水力発電の機能が備えられるように考えられないかといったご意見をいただいております。こちらにつきましては、これまでの足羽川ダムの検討経緯ということで、利水者等の判断に基づき、現在は洪水調節専用のダムとして計画をしているといった計画の経緯についてのご説明を差し上げてございます。

続きまして、足羽川ダムの工期に関するご指摘、ご意見ですが、足羽川ダム建設の工期を短縮すべきであるといったご意見をいただいております。こちらにつきましては、検証の中では約13年というものが取りまとめておりますということをご説明させていただくとともに、検証の結論に沿って、いずれ対策を実施する場合においても、河川整備、ダム事業、どちらにおいても、施工に当たっては工期の短縮に際して最大限の努力をいたしますといった検討主体の考え方を取りまとめてございます。

続きまして、次のページでございますが、「複数の治水対策案の立案について」のご意見をいただいております。河川整備におきましては、河川整備による流下能力の向上をまず1番に、続いて、上流域でのダム整備や遊水地による一時貯留、そして、その後、その他流域を中心とした輪中堤や宅地のかさ上げなどを考えていくべきではないかといった趣旨のご意見をいただいております。これに対しましては、今回の検証におきまして、河道改修を中心とした対策案であったり、遊水地、放水路を含む大規模治水施設による対策案、既存のストックであります上流のダムを有効活用した対策案、及び流域を中心とした対策案といたしまして、ご指摘の輪中堤、かさ上げ等を入れた対策案を検討しているといった

内容のご説明を差し上げてございます。

続きまして、「『足羽川ダムを含む対策案』について」のご意見をいただいております。コスト的にも有利と判断されており、最も効果的な治水対策としてダム建設が有利ではないかといったご意見、及び水が貯まってないダムの上流においては、山地等が荒れてしまうのではないかとご意見をいただいております。これに関しましては、今回実施要領細目に則って検証しておりますといった内容、及び環境に関するご説明といたしまして、足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書というものを作成しております、その中でダム上流の予測を行っているというご説明を差し上げてございます。その準備書の中で、予測結果というものをお示ししておりますといった内容として、取りまとめをさせていただいております。

続きまして、次のページでございますが、「足羽川ダムの洪水調節効果について」のご意見をいただいております。下流の旧美山町の計画ではなく、現ダム位置での洪水導水を含めた洪水貯留で水害を防げるのか疑問であるといったご意見をいただいております。検討主体の考え方といたしましては、これまでの検討において旧美山町サイト、現池田町のサイト、両地点のダムの効果というものを確認をしているといった内容を記載させていただいているところでございます。

続きまして、次のページでございます。「『足羽川ダムを含まない対策案』について」のご意見でございます。この中では、例えば、利水容量の買い上げ等については反対であるといったご意見、越流可能堤防であれば流下能力を向上させることができるといったことに関する疑問、及び川の景観を考えると堤防のかさ上げよりも河床掘削がいいのではないかとご意見。ダム以外の案については、地域のコミュニティーに弊害となるといったご意見をいただいております。こちらに関しましては、検討主体の考え方といたしまして、我々は、細目に示された評価軸に則っての評価を行っているといったご説明及び、評価軸の中には「環境への影響」及び「地域社会への影響」といった形で、適切な評価軸をもとに総合的な評価を行っているといった内容を取りまとめて、どのような影響が生じるかといったものについてできる限り明らかにしておりますといった形のご説明をさせていただいております。

続きまして、次のページでございますが、こちらは「目的別の総合評価の考え方について」ということで、こちらについては、東日本大震災の復興に回すべきではないかといったご意見もいただいております。こちらに関する検討主体の考え方といたしましては、

いわゆるダム検証の要領細目の中にその趣旨が反映されておりまして、最も「コスト」を重視するといった方針を打ち出していることを説明させていただいておりまして、コスト的なものについても評価をしておりますといったことをご説明させていただいているところでございます。

続きまして、地域社会の影響についてのご意見でございます。池田町におかれましては、苦渋の決断を強いられ、やむなく受け入れられたものであるといったこと、これらのことを下流地域の方々にも理解していただきたいといった趣旨のご意見をいただいております。こちらにつきましては、検証の結果に沿って、いずれの対策案を実施する際においても、いただいたご意見を踏まえて、地域間の利害の衡平への配慮等を実施してまいりますといった検討主体の考え方と取りまとめをさせていただいているところでございます。

最後のページでございますが、足羽川ダムの賛否に関するご意見ということで、非常に時間がかかっているといったご意見、ダム案を最も有力と判断したことについては当然の結果ではないかといったご意見、対応方針を早く決めていただきたいといったご意見等をいただいております。こちらにつきましては、検討主体の考え方としては、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯を踏まえ、できる限り速やかに対応方針を取りまとめていきたいといった考え方を記載させていただいております。

「ダム建設を前提とした今後の地域振興策について」のご意見といたしまして、足羽川ダムが非常に時間がかかっているといったことからのご意見、及び地域振興策にも知恵を出して力を注いでほしいといったご意見をいただいております。検証については、当然予断なく検証を進めているところでございますが、これまでの経緯も踏まえて、できるだけ速やかに対応方針を取りまとめていくといったことで、検討主体の考え方を整理させていただいております。

以上、資料－２といたしまして関係住民からいただいた主なご意見に対しての検討主体の考え方の整理をご説明させていただきました。

４．「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について

○事務局

続きまして、今回いただいたご意見等を踏まえまして、前回お示しをしております報告書の（素案）から、今回の原案に際しまして変更した箇所についてのご説明を差し上げたいと思います。

参考資料－２を手元にご覧いただきましてご説明をお聞きください。

前回お示しをしております素案からの変更点ということで、赤字のところを修正箇所としてご覧いただければと思います。今回主に修正した点といたしましては、委員等からご指摘をいただいた部分であったり、前回の幹事会からの時点更新、及びわかりやすさの観点から表現の適正化を図った部分というものが大きく分けての修正点となっております。

ページをめくっていただきますと、各々のページに赤字で記載をさせていただいておりますところが前回の素案からの変更点という形になってございます。

大きな部分についてのご説明を差し上げたいと思います。まず、2－40ページを見ていただきますと、こちらに「河川に関する学習」の記載を追加してございます。こちらにつきましては、先ほどもご説明をいたしました、学識経験者であります〇〇委員からのご指摘を踏まえて、追記をさせていただいたページでございます。

続きまして、次のページ、3－5ページでございますが、こちらにつきましても、学識経験者の〇〇委員から足羽川ダムの洪水調節専用ダムであるといったところがわかりにくいとご指摘がありましたので、こちらの洪水調節のイメージといったものを追記させていただいてございます。

次の4－1ページ及び、4－92ページの表4－20がでございます。学識経験者の〇〇委員から事業費等のコストの記載がわかりづらいといったご意見がございましたので、わかりやすさの観点から追記をさせていただいているところでございます。

続きまして、6－1ページから、関係者のご意見での資料を取りまとめているところでございます。大きく変更しておりますのが、6－24ページのところでございますけれども、こちら「検討主体による意見聴取」といったところでございます。「6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取」という資料を取りまとめてございます。意見聴取の経緯でありましたり、各委員からいただいたご意見の要旨及び6－30ページからは先ほどご説明をさせていただきましてけれども、学識者からいただいたご意見と検討主体の考え方を整理した資料というものを新たに追加してございます。

続きまして、6－44ページ以降でございますが、こちらにつきましても「関係住民からの意見聴取」を取りまとめている資料でございます。関係住民からの意見聴取の経緯、実施状況でございましたり、先ほどご説明をさせていただきました、いただいた意見と検討主体の考え方を体系的に整理させていただいている資料というものを原案の案の中に新たに追加をさせていただいています。

そして、7-1ページでございますが、「対応方針（原案）」ということで、これまで検討してまいりました総合的な評価の内容及び地方公共団体からの意見聴取の内容、そして事業の投資効果といったところで費用対効果についても、このページでまとめさせていただいているものでございます。

次のページが巻末資料についての追加に関するものでございますが、足羽川ダム建設事業の検証における計画の前提となっているデータの点検結果についてということで、巻末資料に点検されたデータについて取りまとめてございます。ですので、手元の資料は、かなりボリュームがふえてございます。

そして、巻末資料3-1ですが、「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する関係住民の意見聴取」として、住民からいただいたご意見の生の声というものを資料として取りまとめさせていただいて、「報告書（原案）案」の中に追加をさせていただいているということでございます。

以上、この参考資料2でお示しをさせていただきましたこの赤文字の修正点を踏まえて、資料-3としてお配りさせていただいておりますこの紐綴じの「報告書（原案）案」に反映をしているといった形になってございます。

以上が、「報告書（素案）」から「報告書（原案）案」の作成において変更した箇所でございます。以上でご説明を終わらせていただきます。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

それでは、ただいま事務局から説明のありました関係住民への意見の聴取の結果と学識経験を有する者への意見、それらに対する検討主体の考え方という、資料-1と資料-2。それから、それらを踏まえて作成いたしました検証に係る検討報告書（原案）案、主に素案からの変更箇所を説明いたしましたけれども、以上につきまして、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○福井県 土木部長

質問ということですので、1点お聞きいたします。資料-1の学識経験を有する方からの意見聴取の中で、京都大学の〇〇先生が、ちょっと長いので省略しますが、ご意見をおっしゃっていらして、要は、洪水調節施設がない場合は、水位が高くなるので、氾濫時のポテンシャルが上がることを許容してしまうというのは、評価時点においてよく考えなきゃいけないんじゃないですかという、こういう趣旨だと思っておりますけれど、これに対して、

検討主体の考え方として、計画高水位が高くなることについては、「安全度」の評価において、その違いを記述していますというふうに書かれていますが、ここの記述について詳しく、どのページのどの記述においてこの考え方をどのように説明されているのかというのを詳しく教えていただけますでしょうか。

○事務局

それでは、事務局からご説明を差し上げます。まず、「安全度」の評価については「報告書（原案）」の4-89ページに、総合評価の総括整理表というものを取りまとめをさせていただいております。こちらは「安全度」の評価のところ、「河川整備計画レベルの目標に対し安全度を確保できるか」といったところの記載でございます。まず横並びでございますが、「河川整備計画の目標流量を河川から氾濫なく安全に流すことができる」ということで、治水対策案の（2）から（6）までは「治水対策案（1）と同程度の安全度を確保できる」といった表現をさせていただいております。また、（7）の流域を中心とした対策案におきましては、「足羽川上流区間においては、水田等が浸水するが、宅地等は輪中堤の整備や宅地のかさ上げを行うため浸水しない」といったこと、「その他の箇所については、治水対策案（1）と同程度の安全を確保できる」という横並びの記載をさせていただいております。

また、その（2）から（7）までであります。その下の2ポツ目ですけれども、各治水対策案については、「日野川及び足羽川下流区間において、治水対策案（1）よりも計画高水位が高くなる」といったことで、いわゆる被害ポテンシャルが上がるということの内蔵しているという表現を追加させていただいております。

また、次の4-90ページでございますが、一番上の段でございます。「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態になるか」といったことを評価する項目でございますが、各治水対策案の一番上段でございます。「河道の水位は計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まる」という表現をさせていただいておりますが、その下の括弧書きで、各案において「水位が治水対策案（1）よりも高くなる」といった表現であったり、（4）の治水対策案につきましては、水位について「遊水地整備箇所の下流では低くなることもある」といった表現、個別に表現を追加させていただいております。こちらにおいて、部分的にはいわゆるH.W.L.（計画高水位）を上げてしまうことに関する影響というものに記載させていただいているところでございます。

以上です。

○福井県 土木部長

これは質問ですか。若干コメントをしてもよろしいでしょうか。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

どうぞ。

○福井県 土木部長

今の説明、わかりました。そういう形で表現されているということなんですけれど、これは前々回の幹事会でも私申し上げましたとおり、〇〇先生がそのことをおっしゃっているのかどうかまではちょっとよくわかりませんが、洪水調節施設でない場合に、計画高水位を上げてしまったりいたしますと、河道における計画高水流量が変わりまして、例えば余裕高であるとか、堤防天端幅であるとか、そういった部分が既存不適格状態になってしまうと。それは、河川管理施設等構造令によって例外規定があつて、直ちに規定違反ではないということにはなるんですけれど、そういうリスクが内在するということだと思ふんですね。ですので、この総括表の記述は、これはこれで結構だと思ふんですけれど、これからまた事業評価監視委員会でありますとか、恐らく、その後順調にいけば東京において有識者会議等でいろんな議論がなされ、いろんな議論も出てくるかと思われませんが、そういった中でその内在するリスクというものをやはりきちんと認識をしていただいた説明をぜひお願いしたいと。ルール上は確かにクリアされていると思ふんですけれど、既存不適格のような状態ということで、好ましいことではないと思ふので、その辺をこれからのプロセスにおいてもちょっと頭に置いて対応していただければありがたいというふうに思ふます。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

貴重なご意見ありがとうございます。今のご発言については、きちんと今回のメモに残すとともに、今後頭に入れて対応させていただくということにさせていただきたいと思ふます。よろしくお願ひします。

そのほか、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願ひします。

○福井市 建設部長

よろしいですか。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

どうぞ。

○福井市 建設部長

ちょっとお聞きしたいんですけども、私もこの流域懇談会の先生方の意見を全部読んで見させていただいた結果ですけども、皆さん必ずしも、全部賛成意見ではないというふうに私は感じながら読んでいたんですけども、特に〇〇先生の回答なんかは、6-41ページなんかは、結局被害を受けたときに少し補償したら、そういうシステムをつくったらどうだというような意見も出ておまして、これなんかで、この回答と意見というのがちょっと余り合っていないのかなというふうになんかちょっと思いがあったのと、私は、全く〇〇先生と同じで早く造って欲しいというのが私の意見でございますが、ここら辺を読んでみますと、ドラゴンリバー交流会の理事でございまして、こういうことを言うというのはよくわかるんですけども、これに対する意見の回答というのは、何かよく、私は検討主体の考え方という、その中身がよく読めてこないもので、これはどう読んだらいいのかなというふうに思ったんですけど、それが1点教えていただきたいと思うんですけど。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

はい。

○事務局

ちょっと説明が悪かったと思いますので、補足をさせていただきます。

〇〇先生からいただいたご意見の中では、雨の降り方等が変わってきているといったことから、ダム事業だけでは守れなくなってきたのではないかとといったご意見、及び流域治水という観点で、田畑等を活用した、緩やかに洪水を受けとめる覚悟が必要ではないかといったことをご意見をいただきました。また、その補償に関するシステムづくりといったことも必要だというご意見はいただいております。それに関しまして、検討主体として、取りまとめをさせていただいた意見といたしましては、まず、全ての、幅広く治水対策案を組み合わせをさせていただいているとともに、この評価を行う際に、先ほど申し上げた雨の降り方が変わってきているといったことを踏まえて、今後の「柔軟性」という観点での評価をさせていただいているということを資料としては取りまとめをしております。

検討主体の考え方としては、そういった雨の降り方の変化みたいなものについてもちゃんと評価をさせていただいていますといった観点からこのような書き方をさせていただいています。また、合わせまして、上中流の流域治水といった観点であります。こちらにつきましても、流域を中心とした対策という形で、各方策を実施するといったことを行っているということ、及び今回の治水対策案の中で、輪中堤や宅地のかさ上げ、水田の保全といった対策案を組み合わせ、治水対策案を比較検討をしておりますといったことを

検討主体の考え方として記載をさせていただいているということで、先生ご懸念の流域治水的な方策についても、治水対策案の組み合わせの中で検討させていただいているといった観点からこのような記載の内容にさせていただいているところでございます。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

よろしいでしょうか。

○福井市 建設部長

はい。もう一点よろしいですか。もう一点だけお聞かせください。穴あきダムですと、やはり、これは6-48ページですかね、草や雑木がはびこり、広大な山林が荒れてしまうということを書かれている意見がございますけども、これの意図してることは、2つあるのかなと。1つは荒れるということと、やはりそこに雑木とか、何ていうんですかね、枯れ枝とかいっぱいできてしまっ、結局、放水するときに、そういうものも一緒に出ちゃうんじゃないかなというふうな思いがあって言っているのかなというふうに理解をしたんですけれども。このように植生が枯れた場合、それを誰が管理していくんだというところも1つの視点かなというふうにこの意見を踏まえて見てたんですけれども、こういう意見はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○事務局

事務局からお答えさせていただきます。これは、あくまでも足羽川ダムができた場合を前提としたご質問ですので、今回の検討とはちょっと一歩先へ進んだ質疑の内容になるかと思っておりますけれども。ただ、足羽川ダムとしては、環境影響評価法に基づいてアセスメントはやっていたところでございます。その中で、そのダムの貯水池内のものですね、あの池田町というものは、林業が盛んな地域でございますので、基本的には人工林の多い地域でございますけれども、そのダムで水没地につきましては、買収する形になってまいります。そうした地域で、ダムの貯水池の中は、まだ詳細な検討が確定しているという段階ではございませんけど、アセスの前提の中で検討した内容としましては、試験湛水で水に浸けると枯死とか発生してまいりますので、今後、その枯死する植生については、何らか環境保全措置というか、事前に切るなどして、対応するとかを考えていかなきゃいけないという前提に立っております。もちろんその後、流水型ダムなので、水は放流してまいります。空っぽになります。そうすると、一時的には樹木がないような状態になるんですけれども、その後、雑木ということで、自然植生的な落葉樹等を中心としたコナラ群やケヤキ群落などに遷移していこうと考えております。

先ほどのご指摘でいうところの、そういった木がいっぱい生えてくると、洪水のときに流木を発生させて、下流側に問題が発生するのではないか。あと、一般的に言われるのは、そのダムの方の放流の穴に流木が詰まって、治水的に大丈夫かというようなご意見をいただくのですけれども、そういったものについては、ハード対策としましては流木止め、もしくは、小さい木については流して、下流に害のないものですね、そういったものは流れるような仕組みとかをダム事業の中で対策をとっていくということを概略計画ではございますけれども、前提としているところでございます。

○福井市 建設部長

わかりました。そうすると、それが維持管理費の39億円の中に含まれていると考えればよろしいわけですか。

○事務局

そうですね、基本的にはそういった貯水池内の管理費というものを想定しています。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

その他いかがでしょうか。

○福井県 土木部長

関係住民からの意見聴取ということで、説明会をされておられますが、参加者数というのは、先ほどちょっと説明があったようにも思うんですが、もう一度説明していただけないでしょうか。

○事務局

先ほど申し上げましたのは、2月18日、19日、20日で、18日が坂井市、19日が池田町、20日が福井市でご説明の会議を開催させていただきまして、傍聴者は3会場合計で43名となっております。個別の数字はすいません、今手元にございませんが、合計43名ということでございます。そのうち、意見を頂きましたのが、坂井市会場で2名、池田町会場で2名、福井市会場から1名で計5名の方からご意見を頂戴してございます。

○福井県 土木部長

はい、わかりました。43名が参加されたという事実は記載されたほうがよろしいのではないのでしょうか。どこかあるのでしょうか。ちょっと見落としていますか。

○事務局

ご意見ご参考にさせていただきまして、反映をさせていただきたいと思っております。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

その他いかがですか。坂井市さん何かございますでしょうか。

池田町さん何か。よろしいですか。

それでは、以上、学識経験者、関係住民の意見関係、それから検討報告書（原案）案、これにつきまして、他にご質問等なければ、今後の進め方について事務局から説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

5. その他

○事務局

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。前段にフローを示しておりますので、そちらをご覧くださいながらお聞きください。今回、3月19日に第5回の幹事会を開催させていただきました。今後、河川法第16条に準じて、関係地方公共団体の長への意見聴取ということで福井県知事への意見聴取をさせていただきたいと考えております。本幹事会終了後、直ちに文書の発出等を考えてございます。

なお、福井県知事からご意見をいただく際には、河川法施行令第10の4に準じまして、関係市町村長にご意見を聞いた上での回答をお願いしたいと考えてございます。福井県知事からのご回答をいただいた後に、対応方針（原案）というものを取りまとめまして、こちら、対応方針（原案）をもとに近畿地方整備局事業評価監視委員会に意見聴取を行います。事業評価監視委員会の審議を踏まえまして、対応方針（原案）を対応方針（案）として取りまとめ、報告書も「報告書（案）」として作成をして、国土交通本省の方に報告をしていくといった手続きになってまいります。また、当該報告書につきましては、今後もわかりやすさの観点から、文書表現の適正化等について鋭意改良を行ってまいりますので、その点についてはご了承いただければと思っております。

以上、今後の手続についてのご説明でございます。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

ただいま、説明がありました。今後の手続につきまして、ご質問等ありましたら、ご発言お願いいたします。

どうぞ。

○福井市 建設部長

今、関係地方公共団体の長への意見聴取ということで、これは何日ぐらいを予定されて、事業評価監視委員会に送付するというか、送るまでに何日ぐらいを予定されてるのか、

その日程をちょっと教えていただきたいなど。なるべく早くやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局

先程申し上げましたとおり、今回幹事会を踏まえまして、関係地方公共団体の長に対する意見聴取については速やかに、即日にも行いたいと考えてございます。事業評価監視委員会につきましては、福井県知事のほうからのご回答をいただいた後に開催をするということを考えておりますので、そちらについてもできるだけ速やかに、月内の開催を目標に調整させていただきたいと考えてございます。

そちらにつきましては、これまでの経緯も含めまして、早期にというご意見をいただいておりますので、年度内に向けて鋭意努力をしていきたいと考えてございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

どうぞ。

○福井県 土木部長

今ご説明ございましたけれど、早期にということをご説明いただきましたので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、整備局で行われる作業というのは、このブルーの網かけのところでしょうか、対応方針（案）の決定、それから、報告という段階までということだと理解をしておりますが、検証の実施要領細目によりますと、その後、有識者会議の意見を聴取され、最終的には国土交通大臣が決定されるということになるかと思ひます。その最終的な決定までのプロセスを含めて、できるだけ早くご決定いただけるように検討主体であります整備局としてもぜひご尽力をいただきたいというふうにお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

了解いたしました。ご意見ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

他にご質問等なければ、終了させていただきたいと思ひますけども、よろしいですか。

6. 閉会

○国土交通省 近畿地方整備局 河川部長

それでは、以上をもちまして足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、第5回幹事会を閉会いたします。引き続き、ダム検証に係るいろいろな手続におきましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

[午後3時03分 閉会]